

千葉県情報公開・個人情報保護審議会 第9回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：令和元年11月19日(火) 午前9時55分～午前11時10分

2 場 所：千葉市中央コミュニティセンター2階 農業委員会室

3 出席者

(1) 部会委員

井原真吾部会長、中村直人副部会長、本澤陽一委員

(2) 事務局

山崎政策法務課市政情報室長、高橋同課主査、石川同課主任主事、君島同課主任主事

(3) 実施機関

(課税管理課)

高間課税管理課長、石井同課主査

(税制課)

吉野税制課主査

(介護保険管理課)

大塚介護保険管理課長、鈴木同課主査

(情報システム課)

渡辺情報システム課主任主事、砂坪同課主事

(業務改革推進課)

田中業務改革推進課主査、納谷同課主任主事

4 議 事

(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について

(2) 全項目評価書の第三者点検について

ア 個人市民税に関する事務

イ 固定資産税・都市計画税に関する事務

ウ 介護保険に関する事務

5 議事の概要

(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について

全項目評価書の市民意見聴取の結果について、事務局から説明を受けて、質疑応答をした。

(2) 全項目評価書の第三者点検について

全項目評価書の第三者点検について、実施機関及び事務局から説明を受け、意見交換し、意見が出た箇所について千葉県情報公開・個人情報保護審議会に対する報告書案に記載を追加した上で、最終的な決定を部会長に一任することとして承認した。

(3) その他

議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過

(山崎市政情報室長) おはようございます。定刻前ではございますが、委員の皆様、実施機関の全員がそろいましたので、始めさせていただきたいと思います。

市政情報室長の山崎と申します。本日は、大変お忙しい中ご出席くださりまして、ありがとうございます。

それでは、井原部会長さん、よろしくお願いいたします。

(井原部会長) よろしくお願ひいたします。

ただいまから千葉県情報公開・個人情報保護審議会第9回特定個人情報保護評価部会を開催いたします。

本日は、部会委員の3名全員にご出席いただいておりますので、千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定によりまして本部会は成立しております。

それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思ひます。

◆議事(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について

(井原部会長) まず、議事の「(1) 全項目評価書の市民意見聴取の結果について」を議題といたします。まず、事務局から説明をお願いします。

【事務局の説明】

(山崎市政情報室長) 市政情報室の山崎です。まず、説明に先立ちまして、資料の確認と概略のご説明をいたします。

本日お配りいたしました資料は、資料1から資料7までと関係例規集となっております。

それでは、資料1から順次、概略を説明いたします。資料1をご覧ください。

こちらは、「特定個人情報保護評価実施事務フロー（全項目評価）」でございます。本日の部会は、資料の下の方の左側の網かけで「第三者点検」と書かれた項目の一番右側の「評価部会」と書かれた部分に当たります。9月に行いました市民意見聴取の結果をご報告いたしますとともに、市民意見聴取の結果を踏まえて見直した評価書案の内容をご確認いただきまして、来年の1月に実施予定の審議会にその結果を報告する流れとなっております。審議会では最終的な内容確認を行っていただきまして、その後、国の個人情報保護委員会に報告をいたしまして、報告した評価書を市が公表することで今回の特定個人情報保護評価が完結するものでございます。

続きまして、資料2でございます。こちらは、市民意見聴取の結果を取りまとめたものでございます。

続きまして、資料3-1と資料3-2、こちらは市民意見聴取の際に市民の方からいただきました2件のご意見でございます。

続きまして、資料4、こちらは、「市民意見聴取で提出された意見の内容、それに対する市の考え方及び評価書の変更点」でございまして、項目ごとにいただきましたご意見と、それに対する市の考え方等を表にまとめたものでございます。

続きまして、資料5-1から資料5-3まででございます。こちらは市民意見聴取の結果を踏まえまして評価書の内容を見直しまして、各事務の修正等を要すると思われる部分とその内容について取りまとめたものでございます。資料5-1が個人市民税、資料5-2が固定資産税・都市計画税、資料5-3が介護保険となっております。

続きまして、資料6-1から資料6-3まで、こちらは、9月の市民意見聴取に当たりまして前回の部会で委員の皆様にご事前点検をいただき修正して公表した評価書案で、市民意見聴取前のものでございます。資料6-1が個人市民税、6-2が固定資産税・都市計画税、6-3が介護保険となっております。

最後に、資料7-1から7-3まで、こちらは市民意見聴取においてお出しいただき

ましたご意見を踏まえまして、再度修正を行った評価書案となっております。先ほどと同様に、7-1は個人市民税、7-2は固定資産税・都市計画税、7-3は介護保険となっております。本日は、この評価書案についてご審議いただきたいと考えております。

資料については以上でございます。

続きまして、全項目評価書案の市民意見聴取の結果について、事務局の高橋のほうからご報告をさせていただきます。

(高橋政策法務課主査) 市政情報室の高橋でございます。市民意見聴取の結果について、資料2をごらんください。

市民意見聴取につきましては、令和元年9月1日から9月30日までの1か月間行いまして、2人の方から意見の提出がございました。お一人は三つの事務全般について、もうお一人は介護保険に関する事務についてのものであります。意見の具体的な内容につきましては、資料3-1、資料3-2ということで配付させていただいております。

まず、資料3-1をごらんください。

1人目のご意見でございますが、内容としましては、各事務の評価書の個々の記載内容に対するものではなく、事務全般につきまして特定個人情報を取り扱う各場面におけるリスクの把握やその対策における着眼点などをご意見としていただいたものとなっております。

具体的には、まず1ですが特定個人情報について、(1)取得する場合、(3)移送・送信する場合には、郵送、メールへの添付など、その手段・方法によってリスクが異なること。(2)利用・加工に当たっては、ID、パスワードによる担当者の限定や、複数によるチェックが必要であるなどの意見でございます。

また、2としまして、事務を委託する場合にあっては、委託元に監督責任が生じるため、(1)ですが、情報を委託先に移送・送信する場合においてもその手段によってリスクが異なるといった点。(2)ですが、委託先において必要な安全措置がとられているか、契約書には監査や報告、漏えい発生時の報告のほか、再委託の承認等の必要な条項が盛り込まれているかといった点。(3)ですが、委託業務が終了した場合のデータの消去や返還といった情報の取扱いについて、意見として述べられております。

加えて、3としてシステムインフラについて、ノートパソコンの盗難のリスクに対する措置やウイルス対策のほか、サーバの設置場所やデータのバックアップなどについて意見をいただいたものでございます。

次に、資料3-2をご覧ください。

2人目のご意見でございますが、内容としては介護保険に関する事務に関するものでございまして、介護認定審査会における審査判定の資料となる介護保険認定調査票、これにつきましては、機密性・完全性・可用性の格付けが高い情報資産であり、流出・漏えいを防ぐための厳重な管理を行う必要があるとして、秘密情報の管理に係る意識を喚起する上でも評価書の個人のプライバシー等の権利、利益の保護の宣言において、さいたま市や大阪市では特記事項として委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関しての契約について記述しているところでありますが、本市の評価書におきましても、特記事項として委託先との情報管理体制の確認ですとか秘密保持に関しての契約のほか、流出・漏えいした場合に備えての損害賠償の予定に関する記述を追加するべきというものでございます。

なお、特記事項についてですが、参考に資料6-1をごらんください。

こちらは個人市民税に関する事務の評価書になりますが、1枚目に特記事項の記載箇所がございます。国の指針によりますと評価対象の事務において実施しているリスク対策のうち特に力を入れて取り組んでいることなどを特記して一般に向けて積極的に情報提供したい場合に記載することとされておりますが、本市の評価書におきましては特記事項を記載している事務はございません。

次に、資料4をご覧ください。

こちらの資料は、提出された意見が評価書のどの記載項目に対するものかという点で整理をしまして、併せて各事務の評価書において当該項目が記載されているページ、意見を受けての当該項目の記載内容の変更の有無、変更などについての市の考え方をまとめたものでございます。

例えば最初にあります意見1の1、「特定個人情報の取得のリスクについて」、「(1) 情報の取得」、「①法令に反するリスク (利用目的を通知しているか)」という意見についてですが、これは評価書の記載項目としては、「II 3. ⑤本人への明示」に関するものでございまして、個人市民税に関する事務で言いますと、資料6-1の15ページに当たります。

意見に対応する項目としてはこちらに記載がされておまして、この項目につきましては現在の評価書において必要な事項が記載されているため、記載内容の変更は行わないという資料のつくりになっております。

資料4の各事務のページの欄において、網掛けがされていない項目につきましては、いただいた意見に対応する評価書の記載項目の箇所におきまして必要な記載がされているため記載内容の変更を行わないこととしている項目でございます。

一方、網掛けがされている項目につきましては、いただいた意見を踏まえ、対応する項目の記載内容を確認した上で修正・追記等の変更を行うこととしている項目でございます。

なお、資料の2-4、(2)にも記載しておりますが、提出された意見につきましては、今回、評価の再実施を行う三つの事務以外の事務にも当てはまるものでございますので、他の事務の評価書につきましても今後必要に応じ適切に対応していきたいと考えております。

また、意見に対応する項目以外においても実施機関が記載内容の修正・追記等を行うこととしている項目もございまして、これらを含めまして各事務の評価書における全ての変更内容をまとめたものが資料5-1から資料5-3まででございます。各事務における具体的な変更内容につきましては、後ほどご審議いただく「議事(2)」で各事務の所管課からご説明をさせていただきたいと思っております。

市民意見聴取の結果の報告については以上でございます。

【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございます。

あまりかみ合った意見ではなかったのでチェックするのも結構大変だったと思いますが、きれいにまとめていただいて、わかりやすくありがたいと思います。

では、ただいまいただきましたご報告について、委員の先生方から何かご質問、ご意見等はございますか。

私から1点意見がございます。資料4の裏側の意見2の寄せられた意見に対する評価実施機関の考え方の記載です。

前半部分は実施機関の方のご意見はそうだろうと思いますが、このなお書きの「特定個人情報が委託先の責めに帰すべき理由により流出・漏えいした場合に、法令及び契約に従って委託先に損害賠償を請求するものである」という記載内容としては事実だと思いますが、寄せられているご意見の内容は、市が市民に対する責任から逃れようとする姿勢を示すために宣言すべきというのがご意見だったと思うので、市から委託先の

損害賠償という記述ではピントがずれていて正面から答えたことになっていないのではないかという気がします。情報が漏れたから即損害賠償という話ではないことは重々分かっていますが、何か表現を工夫できないかと思います。市として市民に対してこういう責任を持って対応しますという観点の記載が求められていると思いますので、それに沿った表現になるよう工夫していただきたいというのが私の意見です。

(山崎市政情報室長) 該当する項目につきましては、表現方法等を工夫いたしまして、再度、委員の皆様のご意見を賜って対応してまいりたいと考えております。

(井原部会長) ほかに何かご質問、ご意見等はございますか。

(なし)

(井原部会長) それでは、続きまして議題2の(2)に移ります。

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について

「ア 個人市民税に関する事務」

(井原部会長) 「議事2 全項目評価書の第三者点検について」を議題といたします。

まずは、三つあるうちの「ア 個人市民税に関する事務」について議題といたします。実施機関から説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(石井課税管理課主査) 課税管理課の石井と申します。よろしくお願いたします。

まず、個人市民税に関する事務について説明をさせていただきます。資料5-1をご覧ください。主に「意見を受けての修正の部分」について中心に説明させていただきます。

なお、固定資産税・都市計画税に関する事務の評価書においても同様の修正をしている部分がございます。後ほど固定資産税・都市計画税に関する事務について説明をする際、その重複する部分は省略させていただきます。

では、1ページの1段目から説明させていただきます。

対応する評価書の項目は入手に関するリスクです。こちらに関してはe L T A Xについての記載の削除と表記の修正を行いました。削除した項目はe L T A Xの操作権限についての記述ですが、本来は不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容

であるため、削除したものです。固定資産税の評価書についても同様の修正を施しております。

続いて、1ページの2段目、こちらも入手に関するリスクです。表記を改善し、e L T A Xの登録に係るリスクについて追加いたしました。こちらは、担当部署が特定個人情報を入力する場合、不必要な情報を入力しないことや提供する場合に相手方に不必要な情報を与えないことについて、入手方法ごとにその対策を記載いたしました。

続いて2ページ目の1段目、こちらも入手に関するリスクです。こちらも表記の改善をいたしました。趣旨としては、評価書の項目名である「不適切な方法で入手が行われるリスク」に対する措置の内容に沿った記述に修正させていただきました。こちらも同様の修正を固定資産税の評価書にしております。

続いて2ページの2番目、こちらも入手に関するリスクです。こちらも表記の改善です。こちらも項目名に沿うように文言を修正いたしました。固定資産税にも同様の修正をしております。

2ページの3段目、こちらは特定個人情報の使用のリスクです。修正の内容としてはシステムごとに分けて記載することとしました。そのうち、税務システムにおける措置について、定期的に確認しておりますユーザIDやアクセス権限の確認方法について記載を追加いたしました。固定資産税についても同様です。

続いて3ページ目、1段目、こちらは取扱いの委託についてのものです。委託ごとにリスク対策を個別に記載し、その上で委託先の情報保護体制に関しての確認方法・手続について、明確になるように修正しております。固定資産税の評価書についても同様の趣旨の修正をしております。

続いて3ページの2段目、これも取扱いの委託についてのものです。こちらは、提供に関するルールの内容として受渡票などの提出について記述を追加いたしました。固定資産税についても同様の記載内容の修正をしております。

3ページの3段目、こちらは提供・移転に関するリスクの項目です。こちらも、特定個人情報の提供・移転の記録について提供と移転を分けて記載し、かつ、e L T A X関係のリスクに対する措置を追記いたしました。固定資産税の評価書についても同様の趣旨の修正をしております。

続いて4ページの1段目です。こちらも提供・移転に関するリスクについての記載です、記載内容は「庁外への「提供」に当たっては」で始まる部分です。こちらの修正理

由としては、まず、提供・移転に関するルール遵守の確認方法を明確に記載いたしました。また、この項目は、「委託を通じた提供を除く。」とありますので、委託についての記述は削除いたしました。その他、提供と移転を分けて記載したものです。固定資産税についても同様の趣旨の修正をしております。

4 ページの 2 段目、こちらも提供・移転に関する項目で、こちらについても、提供と移転を区別しやすいように記載を分けて表記するようにいたしました。こちらも固定資産税についても同様の趣旨の修正をしております。

続いて、5 ページ、こちらも提供・移転に関する項目で、文言を修正し、リスク対策の記載をより具体的なものに改めました。

続いて 6 ページの 1 段目、こちら特定個人情報の保管・消去についての記載となります。こちらはデータの保存期間に関する記述を実態に合わせて修正したものです。

6 ページの 2 段目から 4 段目までに関しては、今回の再実施に伴う事務的な修正となります。市民税に関しての修正部分についての説明は以上となります。

【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいた修正部分その他評価書の記載内容についてご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いたします。

私から 1 点、まず。この資料 7-1 の 4 1 ページ、リスク 3 の「誤った相手に提供等するリスク」の「・納税通知書・個人市民税申告書については～」とその下の「・地方税法 2 9 4 条 3 項の～」の部分について、「業務上、送付前に納税義務者・送付先を 2 人以上で行うなど確認を徹底している」という記載ですが、意味が不明瞭です。

事務を 2 人でやっているということなのか、それとも送付前にダブルチェックをするということなのでしょう。

(石井課税管理課主査) ダブルチェックを行うという趣旨でございます。

(井原部会長) ダブルチェックであれば、「送付先の確認を」とした方が意味が通じやすいと思います。その下の地方税法のところの記載も同じです。現在の記載では、事務作業を 2 人で行っていれば確認していなくてもよいことになってしまうと思うのでご検討いただければと思います。

もう 1 点教えてください。7-1 の資料の 9 ページのシステム 1 2 と 1 3 のシステム

に関する説明について、「他のシステムとの接続」の項目ではシステム12、13のいずれも「媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない。」と表記されていますが、「②システムの機能」を見ると、システム12の「3. 団体間回送、送付機能」で「住民登録外課税データ等を送付及び受領する機能」とシステム自体に送付機能が入っているみたいな表現になっています。システム13であれば「5. 地方自治体への送金機能」とか、そのシステムに送金機能が備わっているような表記になっていますが、どういことでしょうか。

(吉野税制課主査) 税制課の吉野と申します。

システム12の国税連携システムにつきましては、地方税共同機構が用意しているサーバを通じて各市町村がデータのやりとりをしているので、他のシステムとは接続していないという記述にしたところがございます。

地方税共通納税システムに関しましても、地方税共同機構が用意したサーバを通じて地方自治体への送金機能を利用しているという状況でございますので、これも他のシステムと接続していないという記述をしております。

(井原部会長) このシステム12とか13のシステムに用意されたサーバを通じて送っているという意味でしょうか。

(中村委員) オンライン接続をしてないということですね。

(吉野税制課主査) そうです。税務システムとはオンライン結合していないと。

(中村委員) 市のほかのシステムとはオンライン結合していないという意味だと思います。機構が用意しているシステムの端末が庁内であって、そこと庁内のほかのシステムとの間は媒体でしかやりとりしないという意味だと思います。

(井原部会長) ありがとうございます。今の説明でよくわかりました。

あと、ご質問、ご意見等、この議題2の(2)のア「個人市民税に関する事務」について、何かございますか。

(本澤委員) 資料5-1の1ページの一番上の段のe L T A Xについて許可された職員以外は操作が行えないという記述は削除することですが、これ自体、内容としては必要なことだと思います。ほかに書いてあるところがあって重複しているから削除したということですか。

(吉野税制課主査) はい。「不適切な方法で入手が行われるリスク」に記載されております。この資料5-1でいうと2ページの一番上です。

(本澤委員) わかりました。

次に、2 ページの 3 段目、「アクセス権限の管理 具体的な管理方法」の部分ですが、「定期的にユーザ I D やアクセス権限を再確認する」とのことですが、この定期的というのはどれぐらいの頻度なのでしょうか。

(吉野税制課主査) 定期的というのは 1 か月に 1 回です。現在、税制課で把握している最新の登録状況を利用している課に確認依頼いたしまして、再度登録する必要のある方、削除する必要のある方について報告を求めています。

(本澤委員) この件は中村先生がご専門かも知れませんが、この月一でチェックする以外に、何かランダムとか不定期なチェックの形のほうがいいのではないかという意見も聞いたことがあります。定期的ということでは基本的には問題ないのでしょうか。定期的であると、その実施した 1 回の後、不正利用を考えている者に 1 か月間は大丈夫だという情報を与えてしまう部分があるので、月一だけではなく、不定期な監査があり得るということを何か担保しておいたほうが良いと聞いたことがあります。そういう考え方はないですか。

(中村副部長) 多分この項目で言っているのは、おそらく不正アクセスなどではなくて、職員の異動とか退職による業務のアクセスが不要になったときのユーザ I D の管理に関する取扱いということだと思います。もっと言えば、これ別に月一というより、不要になったときということですよ、だから職員異動が起こったときとかということだろうと思います。

I D が不正にアクセスされているかどうかというのはこの項目ではなく、別の項目でログを収集していて、アクセスを全部見ているという記述があったと思いますので、そちらのほうでわかると思います。その結果、不適切な使用があったらすぐに I D を変更するというのは、インシデントの発生の方の話だと思います。

ここではあくまでも職員が代わった場合の記述だと思います。

(吉野税制課主査) おっしゃるとおりです。

(本澤委員) わかりました。

もう一つ同じ項目に関する質問ですが、システム利用管理者が設定した権限に応じて利用可能な処理メニューが提供されるとありますが、この提供される相手は職員ですか。

(吉野税制課主査) そのとおりです。

(本澤委員) もう 1 点質問です。3 ページの一番上の段「情報保護管理体制の確認」で

すが、この修正案の一番下の部分に契約締結時に報告書を提出させ確認しているとありますけれども、この確認は誰がすることになりますか。

(吉野税制課主査) 事務所管課で課長まで報告し確認しております。

(本澤委員) わかりました。以上です。

(井原部会長) ありがとうございます。ほかに何かご質問、ご意見はございますか。

(なし)

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について

「イ 固定資産税・都市計画税に関する事務」

(井原部会長) それでは、次の「イ 固定資産税・都市計画税に関する事務」についての議題に移りたいと思いますので、実施機関からまず説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(石井課税管理課主査) 引き続き説明させていただきます。資料5-2をご覧ください。

こちらは、ほぼ修正内容が個人市民税と同様のものなので、固定資産税独自のもののみ説明させていただきます。

まず、1ページの1段目、こちらは入手に関するリスクで、記載内容、「土地・家屋の」から始まる部分です。表記のほうを修正させていただきました、「庁内各課」を「事務所管課」に、その下の「関係課や登記情報の確認」を「事務所管課への照会や登記情報の確認により、必要に応じて修正を行う。」と、より実態に即した表記にさせていただきました。また、eLTAXについての記述は市民税と同様です。

続いて、1ページの3段目です。「リスク3：入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」です。こちらは市民税に関する事務と記載がそろうように修正させていただきました。

2ページに関しては、全て市民税と同様の修正になります。

3ページの1段目、提供・移転に関するリスク、「情報の提供について」から始まる部分についてです。表記を市民税と同様に修正いたしました。また、当該事務に関しては移転を行っていないので、その部分に関しては削除させていただいております。

3ページのその他の部分は全て移転についての削除となり、市民税と同様ですので省

略させていただきます。

4 ページをご覧ください。1 段目は市民税と同様の趣旨ですので、省略させていただきます。

2 段目、特定個人情報の保管・消去のリスク、「千葉市における措置」から始まる部分です。こちらに関しては、セキュリティワイヤについての記述が二重になっておりましたので削除いたしました。その後のデータに関する部分については市民税と同様です。

残りの下三つの項目に関しては、再実施に伴う修正ですので、説明は省略させていただきます。

以上になります。

【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた件、また、この評価書全体について何かご質問、ご意見等がございますか。

(本澤委員) 2 ページの真ん中の段、先ほどの市民税と同じですが、契約締結時に報告書を提出させ確認しているという記述が追加されていますが、この報告書を提出させ確認するのは契約締結時だけですか。

(石井課税管理課主査) 委託先の内部の異動などにより取扱者の交代等があった場合はその都度提出させることとなりますが、最初に全て事務に従事する者から誓約書を提出させますので、通常は契約締結時のみですが、場合によっては実地調査などもできることになっております。

(本澤委員) 契約締結時はそのような形でチェックできたとしても、委託先の会社その後どう変わってしまうかよくわからないところがあるので、そこを定期的に、あるいは不定期でも、随時でも報告を受けるなど、状況を把握する方法、手続について記載がどこか別にあるのですか。

(石井課税管理課主査) そうです。必要に応じての実地の検査などができます。

(本澤委員) その必要だということが何かわかれば、こちらからアクションを求めるかもしれないですが、何かわからない限りは、もう契約締結時にチェックしたらその後は一旦信頼してお任せし続けるしかないということでしょうか。

(石井課税管理課主査) つまり、何か抜き打ちで検査をするなどといったことでしょうか。

か。

(本澤委員) 極論すればそうですけど、普通委託先に怪しい何か動きがなければなかなかそのようなことはしないとは思いますが、契約したときだけチェックして、それで後は何もなしというような形になってしまうのがリスク対策として疑問が残ります。

(石井課税管理課主査) 委託先から一人一人の作業従事者に誓約書という形でとらせますので、基本的にはそちらを信用するという形になります。

(本澤委員) 作業従事者に変更があった場合は報告をさせるとか、そういう約束、契約になっていますか。

(石井課税管理課主査) 個人情報取扱特記事項の中に、必要があると認めるときは報告を出させたり、実地検査をしたりすることができる」と記載されておりますが、その「必要があると認めるとき」をどう捉えるかが難しいです。

(本澤委員) わかりました。

(井原部会長) ほかにご質問、ご意見等はございますか。

(なし)

◆議事(2) 全項目評価書の第三者点検について

「ウ 介護保険に関する事務」

(井原部会長) それでは次の案件に移ります。続いて、「ウ 介護保険に関する事務」について議題としたいと思います。

それでは、実施機関から説明をお願いします。

【実施機関の説明】

(大塚介護保険管理課長) 介護保険管理課の大塚と申します。よろしく申し上げます。資料の5-3をご覧ください。

評価書の項目は「Ⅱ 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤の本人への明示」です。こちらの修正ですが、本人に直接明示してないことを明示することと省令の名称に動きがあったことから表記の改善をさせていただいております。10ページ、44ページ、70ページ、96ページ、122ページにおいて同様な改善をさせていただいております。

続いて、「Ⅲ 2. リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の

入手を防止するための措置の内容」127ページです。こちらは「Ⅲ 2. リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容」の「住民がサービス検索…」という記載を転記させていただいております。

続いて、その下の、これも127ページですけども、こちらでも表記の改善と、「Ⅲ 2. リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容」の記載をこちらには複写させていただいております。「保険料の賦課に必要な情報は…」の記載です。

続いて、次のページをご覧ください。

こちらでも「Ⅲ 2. リスク2」で127ページです。こちらでも表記の改善と、「住民がサービス検索…」という記載を「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」に転記をさせていただいております。

続いて、その下「リスク3：入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容」です。127ページです。こちらでも他の事務と表記をそろえることと、「サービス検索・電子申請機能と…」の部分ですが、こちらはより適切な「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」に転記をさせていただいております。

続いて、「Ⅲ 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容」です。こちらは128ページですけども、事務所管課による修正といたしまして、サービス検索・電子申請機能に関するリスクを追記させていただいております。

続いて3ページ「Ⅲ 3. 特定個人情報の使用」です。128ページですが、こちらは所管事務で使用するシステム全てについて記載することにしておりまして、業務共通システムだけではなく介護保険システムもこちらに表記しております。

続いてその下ですが、こちらでも介護保険システムにおける措置として「（1）発効管理」と「（2）失効管理」を記載させていただいております。

その下、129ページも介護保険システムによる措置を追記させてもらっています。その次の3ページの一番下も同様に追記させていただいております。

続いて4ページです。

「Ⅲ 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」ですが、こちらは130ページで

す。提供に関するルールの内容を追加させていただいております。「委託先では、特定個人情報管理措置が講じられた…」と「委託先との間での特定個人情報等を運搬により提供する場合は…」の記載です。

続いて、「Ⅲ 7. 特定個人情報の保管・消去」です。136ページですが、退避データの取扱い等、先ほどの市民税、固定資産税と同様に実態に合わせて修正させていただいております。最後の142ページの部分に関しては、今回の実施に伴う修正ですので、省略させていただきます。

以上です。

【意見交換等】

(井原部会長) ありがとうございます。

ただいまいただいたご説明及びこの評価書に関するご質問、ご意見はございますか。

細かいことですが教えてください。資料5-3の2ページの項目の一番下の【サービス検索・電子申請機能に対する措置】の部分で、「書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。」という記載があります。日本郵便のサイトで番号を入力して郵送記録を検索する機能では、半年程度しか遡って検索できなかったと記憶しておりますが、実際のところ、郵便局に照会すればそれ以前のものでも回答が返ってくるものなのか、もしそうでないならば半年以内に届いたかどうか確認して、それを記録化する手順を取っているのか、どのように対応されていますでしょうか。

(田中業務改革推進課主査) 電子申請サービスの申請状況とその申請データの郵送については、毎月しめて統計をとって、その結果を日本郵便から請求された分と突合して確認しておりますので、問題ないと思います。

(井原部会長) わかりました。ありがとうございます。

ちょっとすみません。先ほどもご質問が出たところですが、委託先の管理の部分でやはり気になるところがあります。地方公共団体の委託先が原則として入札で決まることは当然なのですが、入札という方法では、委託先が個人情報をどのように管理しているのかということを確認するのが難しい気がするので、何か定期的でも抜き打ちでも構いませんが、実際に委託先から提出された文書どおりの管理が行われているかどうかを確認する方法を担保していただきたいと思います。

最近個人情報の漏えい等で問題になっている事件は、委託先のずさんな管理の実態が原因となっている事例が多いように思われます。例えば、下請け禁止なのに下請けに投げてそこから漏えいするとか。

書面上はきちんと方策は取られることになっているし、契約時の確認書等も上がってくるけれども、実際その書面に記載されているとおりの管理がされているかどうか。

その点をどのようにして担保するか、実際には難しいと思いますが、視点に置いていただいたらありがたいと思います。

先ほどの議論をお聞きしていても同様に感じたので、必ずしも評価書本文に盛り込まなくても結構ですが、その点について意識を持って考えていただけるとありがたいという意見を意見として述べさせていただきます。

ほかにご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。

(中村副部長) 一つよろしいですか。直接的ではないのですが、この介護保険に関する事務について、3ページ以降に介護保険システムにおける措置というのが多く入っています。評価書の見直しにおいて、重要な変更があった場合には再実施をして情報公開・個人情報保護審議会に諮るなどの手続があると伺っていますけれども、住民サービスだとかシステムの変更など、どのあたりの変更から重要な変更として評価の再実施を行うのか教えてください。

(石川政策法務課主任主事) 番号法制度における「重要な変更」というのは、特定個人情報保護評価指針の最後の別表に一覧で記載されております。先ほどおっしゃられた委託先が増える場合は該当します。

なお、セキュリティに関する管理体制は、全て基本的に重要な変更には該当します。

(中村副部長) システムの変更については、この重要な変更には該当しないですね。以前、何年か前に介護保険システムが何か変わったと記憶しています。その調達のほうにちょっと関わったので。

システムが変わるといえるのは事務においてすごく大事なことですよね、さっきの委託先のリスクの問題もあるし。ですから、直接今回の会議に係るものではないですが、なぜ当時再評価されなかったのかなと疑問に思ったもので伺いました。

特に住民サービス系の事務については変化が激しいので、何年に一度というだけではなくて、重要な変更というところのタイミングをもう少し精査されたほうがいいと思います。今回これだけの記載をつけ加えるのを見て、ここまで再実施していなくてよかつ

たのかなと感じました。

(石川政策法務課主任主事) 指針において、重要な変更該当しない場合であっても自主的に評価を再実施することは禁じられていませんので、その辺は所管課と協議しながら必要に応じて実施してまいりたいと思います。

(井原部会長) 貴重なご意見をいただいたと思うので、ご検討をよろしくお願いします。
ほかにこの介護保険の事務についてご質問、ご意見等がありますか。

(なし)

(井原部会長) それでは、議事の(2)につきましては以上で審議を終了いたしまして、当部会の審議会への点検結果の報告についての方向やそれについての検討に移りたいと思います。

事務局から報告書案等はございますか。

【事務局の説明】

(高橋政策法務課主査) ただいまお配りいたしました報告書案をご覧ください。

1として審議事項を記載した上で、2に調査・審議の内容を記載しております。

「2 調査・審議の内容」では、「(1)各事務に係る全項目評価書案を確認した。」といたしまして、「(2)部会での意見と意見に対する主な対応状況は別紙のとおり。」としております。

お配りした別紙をご覧ください。こちらは7月に開催した部会で頂戴いたしましたご意見と、そのご意見を受けての評価書の修正内容をまとめたものでございます。さらに本日、委員の皆様からご意見等を伺いましたので、それを踏まえて評価書の修正等を検討した上で、その内容を加えたものをこの表と同じような表として作成し別紙として添付させていただきたいと考えております。その上で、7月のものと本日のものを別紙としてまとめて添付したいと考えております。

4点目といたしまして、審議経過を記載しております。

報告書案は以上でございます。

【意見交換等】

(井原部会長) ご報告ありがとうございました。

ただいま事務局からご紹介いただきました報告書案につきまして、ご意見等ございま

したらよろしくお願ひいたします。

報告書でまた今日の議論に沿ったものが新たにつけ加わるということですが、今回は大きな修正等はないと思われまますので、原案の構成としてはこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(井原部会長) ありがとうございます。

では、事務局案どおりで、報告書別紙については今日の議論や修正点も含めて追記いただいた上で、委員の先生の皆様に確認いただいた上で確定するという流れでよろしいですか。

(異議なし)

(井原部会長) では、そういった形で確定した上で審議会に提出するというにしたいと思ひます。

◆ 3 その他

(井原部会長) それでは、議事(2)については以上とさせていただきます、次に議事の「3 その他」として事務局から何かござひますか。

(高橋政策法務課主査) 本日の会議の議事録の確定方法についてでございます。

事務局で議事録案を作成しまして、あわせて非公開とする部分を検討し、該当する部分がある場合はそれを明示した上で、委員の皆様へご報告いたしましてご意見を頂戴いたします。いただいたご意見をもとに修正案を作成いたしますので、その確定につきましては部会長さんに一任していただく形でお願ひしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(井原部会長) ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明どおりの議事録の作成方法でさせていただきますので、最終的には皆様のご意見をいただいた上で、確定につきまして私のほうにご一任いただくということよろしくお願ひいたします。

(異議なし)

(井原部会長) 以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会、第9回特定個人情報保護評価部会を終了いたします。

(山崎市政情報室長) 本日は、慎重にご審議いただきましてまことにありがとうございます

ました。引き続き、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。